

61企庁第1437号  
昭和61年8月30日

最終改正  
20230324中序第7号  
令和5年3月31日

## 官公需適格組合審査諮問委員会設置規程

### (設置及び目的)

第1条 「官公需適格組合の証明に関する事務処理要領」（昭和61年6月9日付け61企庁第834号）3.（3）ア. ②の規定により工事に係る証明申請を行った組合の証明基準への適合性に関する経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の審査内容について意見を聴くため、経済産業局に官公需適格組合審査諮問委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員は次の中から、経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が委嘱する。

- （1）国又は地方公共団体において、建設業の協同組合等の許可、建設業の許可、建設工事関係の発注等の業務を担当している職員
  - （2）組合経理に関して知見を有する金融機関の役職員
  - （3）中小企業指導団体の役職員
  - （4）その他の学識経験者
- 2 経済産業局長は、委員の中から1名を委員長に指名する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に専門委員を置くことができる。
  - （1）専門委員は、工事に係る証明申請に対し提出された申請書類の事実確認等を行う。
  - （2）専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (開催)

第3条 委員会は原則として各四半期に1回開催するものとする。

- 2 委員会の開催については、経済産業局長又は委員長の判断により行うものとする。その際、委員会の円滑な運営や適正な審査を行うことを前提とし、実施形態として、電子的会議（T V会議、WE B会議等）や書面による審査を行うこともできる。
- なお、審査を行う案件は、更新・新規のいずれも対象とする。

### (審査・運営等)

第4条 委員会は、経済産業局長からの諮問に応じ、証明申請組合の証明基準への適合性についての経済産業局の審査内容について審査をし、その結果を経済産業局長に答申する。

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第6条 委員会の意見の決定は、原則として出席した委員全員の同意を得て委員長がこれを決定するものとする。

第7条 委員会は、必要に応じ、官公需発注機関又は組合の役職員等を招き、参考意見を徵することができる。

- 2 委員会は、当該証明申請組合に関する事実確認を行った中小企業団体中央会の専門委員の出席を求めることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、当該証明申請組合等の事務所等又は組合が受注した工事等の施工現場等を視察することができる。

第8条 委員会は、証明に関する検討を引き続き行う必要があると特に認めた場合は、次期四半期にわたって行うことができる。

#### (事務局)

第9条 委員会の庶務は、各経済産業局の官公需施策担当課が行う。

- 2 事務局は、委員会ごとに議事録を作成し保存するものとする。
- 3 事務局は、委員会の委員氏名、審査内容等委員会の内容に係わる一切を公表してはならない。

#### (守秘義務)

第10条 委員は、本審査委員会に関しその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

### 附 則

本規程は、昭和61年8月30日から施行する。

附 則 (昭和62年4月23日付け62企庁第583号)

この改正は、昭和62年4月23日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第2号)

この改正は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成12年10月27日付け平成12・10・18企庁第7号)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成20年12月9日付け平成20・12・05中庁第1号)

この改正は、平成20年12月9日から施行する。

附 則 (平成29年5月9日付け20170324中庁第3号)

この改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月27日付け20200521中庁第1号)

この改正は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日付け20230324中庁第7号)

この改正は、令和5年7月1日から施行する。